

議第105号

滋賀県個人情報保護条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(滋賀県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第6条第1項中「、個人情報」の右に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第8条第1項中「ために保有個人情報」の右に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために実施機関内において利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第13条第2項中「法定代理人」の右に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人(以下「法定代理人等」という。))」を加える。

第14条第2項、第15条第1項第1号および第24条第1項中「法定代理人」の右に「（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）」を加える。

第26条第1項中「係る保有個人情報」の右に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第28条第2項および第29条第3項中「法定代理人」の右に「（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）」を加える。

第36条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止または消去

ア 第5条第2項の規定に違反して保有されているとき。

イ 第6条第1項または第2項の規定に違反して取得されたとき。

ウ 第8条第1項または第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、または保管されているとき。

オ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

第36条第1項第2号中「または第9条」を「もしくは第9条または番号利用法第19条」に改め、同条第2項中「法定代理人」の右に「（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）」を加える。

第37条第2項中「法定代理人」の右に「（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）」を加える。

第2条 滋賀県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項および第2項第2号の規定により記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項本文中「保有特定個人情報」の右に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第22条第1項および第34条第1項中「保有個人情報」の右に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第35条中「提供先」の右に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣および番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。））」を加える。

第36条第1項中「とする保有個人情報」の右に「（情報提供等記録を除く。以下この条から第39条までにおいて同じ。）」を加え、同条第2項中「保有特定個人情報」の右に「（情報提供等記録を除く。次条第2項において同じ。）」を加える。

(滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第3条 滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第3条中「第30条の7第4項第2号」を「第30条の13第1項」に、「執行機関（）」を「市町長その他の執行機関（）」に改める。

第4条中「第30条の7第4項」を「第30条の13第1項」に、「同条第3項」を「法第30条の8」に、「保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第8号の2に掲げる個人番号を除く。以下「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、「（同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。）」を削り、「保存期間に係る本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第5条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第6条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に改める。

第7条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第8条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第9条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第10条を削る。

(滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第4条 滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年滋賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に、「第30条の7第5項」を「第30条の11第1項」に、「他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあつては、当該指定情報処理機関）」を「同法第30条の2第1項の地方公共団体情報システム機構」に改める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中滋賀県個人情報保護条例第2条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に2号を加える改正規定および同条例第6条第1項の改正規定ならびに第3条および第4条の規定 平成27年10月5日
- (2) 第2条の規定 平成29年5月30日までの間において規則で定める日